

# 郡山地域高度技術産業集積活性化事業費補助金交付要綱

平成13年4月1日制定

平成26年4月1日一部改正

平成29年4月1日一部改正

[産業観光部産業創出課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山地域における高度技術産業集積の活性化を図り、新事業の創出を促進するため、郡山商工会議所（以下「会議所」という。）が実施する事業に対する補助金の交付に関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費及び補助額)

第2条 補助の対象となる経費は、会議所が産業界の立場から行う高度技術産業集積の活性化に関する事業に要する経費とし、補助金の額は、予算の範囲内において定める額とする。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認めて指示する書類

(交付の条件)

第4条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金を目的外に使用しないこと。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(軽微な変更の範囲)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない変更

(概算払)

第6条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告)

第7条 会議所は、事業が完了したときは速やかに規則第14条に規定する報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認めて指示する書類

(額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により当該補助事業者へ通知するものとする。ただし、確定額が交付決定額と同額である場合は、当該通知を省略する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。  
(郡山地域テクノポリス推進事業費補助金交付要綱の廃止)
- 2 郡山地域テクノポリス推進事業費補助金交付要綱（昭和62年4月27日制定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 旧要綱の規定に基づき交付された補助金については、旧要綱第4条の規定は、なお効力を有する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。